## ドナルド・ロビンソン(スミス大学教授)

## 運命の選択

――第二次大戦後、日本とアメリカはどう変貌したか?―

## 井上 徹也(訳)

## 【訳者前書き】

ある。 本稿の筆者である Donald L. Robinson 氏は、アメリカ合衆国 Massachusetts 州 Northampton 市に在る Smith College の教授で

を探求し、憲法の修正も含めその改革の可能性を追究した、"To the Best of My Ability": The Presidency and the Constitution Robinson教授は、合衆国の憲法及び政治の研究に取り組んでこられ、主な著書として、合衆国の政治制度の構造的な問題点

(New York: W. W. Norton, 1987) 及び Government for the Third American Century (Boulder: Westview Press, 1989) がある。ま

取り組まれ、Amherst CollegeのRay A. Moore教授と共同で、日本国憲法成立に関係する日米の文献等を収めた貴重な資料集、 た、Robinson教授は、かねてより各国の憲法の成立過程にも関心を持たれ、近年は、日本国憲法の制定過程の研究に精力的に

運命の選択

University Press, 1998) を編集されるとともに、それらの資料の入念な分析に基づく著書、Partners for Democracy: Crafting the The Constitution of Japan: A Documentary History of Its Framing and Adoption, 1945-1947 (CD-ROM) (Princeton: Princeton

New Japanese State under MacArthur (New York: Oxford University Press, 2002) を公刊された。 本稿は、二〇〇二年一〇月に、AKP(Associated Kyoto Program)三〇周年を記念した、同志社大学大学院アメリカ研究科

World War II)の原稿に御本人が若干の加筆をなさったものである。 の公開講演会におけるRobinson教授の講演(原題:Fateful Choices: How Japan and the United States Were Transformed by

同志社大学とアメリカのいくつかの主要なリベラルアーツ・カレッジとを結ぶAKP(Associated Kyoto Program) が設立三〇 なお、実際に行われた講演の冒頭で、Robinson教授は、以下のようなあいさつのことばを述べられた。

周年を迎え、皆様と共にお祝いできることは、私にとってたいへん光栄なことでございます。

Japan: A Documentary History of Its Framing and Adoption, 1945-1947 (Princeton University Press, 1999) というCD-ROMを出 Collegeで日本史を研究するRay A. Moore教授と私が共同で、日本国憲法制定に関する資料を収集し、*The Constitution of* りました。私は、同志社大学において、憲法制定過程の比較研究への関心を深める機会を得ました。そのことが、Amherst 一九八九年、AKPにおいて(客員教授として)授業を担当する機会を得ましたことは、私の人生において画期的な出来事とな

the New Japanese State under MacArthur (Oxford University Press, 2002) という一冊の本にまとまりました。この仕事を後押 版することにつながったのです。さらには、Rayと私とでこの資料の分析に取り組んだ成果が、Partners for Democracy: Crafting ししてくださった同志社大学、とりわけ、釜田泰介 アメリカ研究科長〔訳者注:当時〕のご厚情に心よりお礼を申し上げたい

と思います。

り、戦後の日本は〝ジェファーソン 流民主制(Jeffersonian)このところ、民主化ということについての関心が高まってお

ることが差し迫って必要とされているのである。て日本は立憲民主制に移行することに成功したのか、を理解すられる。それゆえ、戦後日本に何が起こったか、どのようにし本に倣って民主化することができるか、などといったことが語

われわれが「民主主義」と呼ぶもの ―おそらく、より正確

あった。

自由民主主義もしくは立憲民主主義、と呼ぶべきもの

には、

闘争によって自由権が確立され、続いて、中流階級の人々によすなわち、まず、上流階級の人々(国王と貴族)の間の激しい米では、民主主義は、何世紀かにわたって段階的に実現した。――は、様々な国で様々なやり方で実現してきたのである。英

の体制変革・社会における深刻な対立・大惨事をもたらした外した君主制を倒したのである。それから、一世紀半に及ぶ動乱ンスにおいては、一八世紀末に起こった激動的な革命が、堕落

って政治へのより広範な参加の要求が高まったのである。

フラ

国との戦争を通じて、フランスは独自のやり方を見出したので

(第二次世界大戦における日本の同盟国であった) ドイツと

ある。

れて、ドイツもイタリアも民主主義国の仲間入りを遂げたので終わりまでには、欧州連合のなかでのより穏当な地位を受け入であった。これらの国家の基盤にある偉大な文化は、近代国家化の追求の中で深い苦悶を経験したのではあるが、二○世紀の化の追求の中で深い苦悶を経験したのではあるが、二○世紀の化の追求の中で深い苦悶を経験したのではあるが、二○世紀のれて、ドイツもイタリアをは、まず、国家としての体(国家の統一)を成し、イタリアでは、まず、国家としての体(国家の統一)を成し、

役の合衆国とともに、憲法の誕生と再生について独自の物語をこの諸国における民主制誕生の歴史のなかで、日本は、産婆

提供してくれるのである。

っていった。ここに至って日本は、戦争への道へと乗り出すこれ、日本は、プロシアの権威主義(authoritarianism)を手本た。日本は、プロシアの権威主義(authoritarianism)を手本として、立憲主義の衣をまとうことによって事態に対応した。として、立憲主義の衣をまとうことによって事態に対応した。として、立憲主義の衣をまとうことによって事態に対応した。として、立憲主義の衣をまとうことによって事態に対応した。日本は、英国をモデルとして民主主義の拡大の方向へ進むように思けれた。ここに至って日本は、戦争への道へと乗り出すこっていった。ここに至って日本は、戦争への道へと乗り出すこっていった。ここに至って日本は、戦争への道へと乗り出すことにおけるというに対応している。

同志社法学 五七巻二号 二五九 (六六五)

とになったのである

本も合衆国も運命的な選択に直面したのであった。 悲惨な戦争の直後、一九四五年から一九四六年にかけて、日

な声は二番目と三番目の選択肢の間であった。
のそれぞれについてそれを支持する強力な声があったが、優勢のそれぞれについてそれを支持する強力な声があったが、優勢は、無言の抵抗を示すか、不承不承黙従するか、占領者に要求ち、無言の抵抗を示すない。不承不承黙だするか、占領者に要求

一方、合衆国は、自身の運命的な選択をしていた。合衆国は、皇族の排除を含む急激な日本の改革を要求するのだろうか。どのくらいの間、合衆国は日本の占領に関わり続けるのだろうか。その仕事に、どのような方策をもってあたるのであろうか。そして(合衆国自身の運命にとって最も決定的であるのだか。そして(合衆国自身の運命にとって最も決定的であるのだか。そして(合衆国自身の運命にとって最も決定的であるのだか。そして(合衆国自身の運命にとって最も決定的であるのだの。そして(合衆国自身の運命にとって最も決定的であるのだろうか。そして(合衆国自身の運命にとって最も決定的であるのだろうな。そして(合衆国自身の運命的な選択をしていた。合衆国国の民主主義にどのように影響を与えるのであろうか。(後者国の民主主義にどのように影響を与えるのであろうか。(後者の民主主義にどのように影響を与えるのであろうか。(後者は、アメリカ人にとってはきわめて重大な論題ではあるが、これ、自身の理論的な選択をしていた。合衆国

世界大戦の惨事が起こることのないようにするためには、われたちは、自分たちには選択の余地がないと確信していた。再び彼の後任の大統領である。アメリカ人たちは、東欧における)戦後復興いう経験があったため、(たとえば、東欧における)戦後復興いう経験があったため、(たとえば、東欧における)戦後復興いう経験があったため、(たとえば、東欧における)戦後復興いう経験があったため、(たとえば、東欧における)戦後復興いう経験があったため、(たとれば、以前の過ちを繰り返れる)といたのである。アメリカ人たちは、以前の過ちを繰り返れる。

誤解を招くおそれのある誓約が含まれていた。的傾向を有し且責任ある政府」を樹立するという漠然とし且つ化する、及び、「日本国国民の自由に表明せる意思に従ひ平和中には、日本国国民の間に於ける「民主主義的傾向」を復活強た。彼らが合意できた最善のものがポツダム宣言であり、そのた。彼らが合意できた最善のものがポツダム宣言であり、その

本に提示すべきかということで合意できないということであっ

これらの立案者たちにとっての問題は、どのような条件を日

われは永続性のある世界秩序を築く必要があったのである。

致をみなかったため、日本において民主主義を実行するためにうことであった。ワシントンの戦後政策立案者の間で意見の一皇の役割という最も重大な問題を未解決のままにしているといポツダム宣言の難点は、日本の新たな憲法の体制における天

の講演の論題ではない。)

ワシントンの政府職員は、

戦争中、

これらの問題に多くの精

決定的に重要な方策を講じるのは、主としてアメリカの兵士と

日本の政治家の役目となったのである。 すなわち、それは、日本を、

原子爆弾の投下によって、太平洋戦争はまったく急に終わり

は、

持つ戦時の同盟国(特に、ソビエト連邦とオーストラリア)か はまた、ワシントンからの干渉、そして、彼と相反する見解を 自分の役割について明確なビジョンを描いていたのである。 れた男、Douglas MacArthur陸軍元帥は、占領地総督としての いないところに不意をつかれたが、占領の指揮をとるよう選ば を迎えた。ワシントンの政策立案者と外交官は、態勢が整って 彼

らの干渉を払いのける自信と決意を有していた。

MacArthurの考えは、以下のように比較的単純なものであっ

して、

現実には彼らに選択肢は無かったのである。

じて統治を行う。(軍人であったため、MacArthurとその部下 の者に服を着せ、病人を治療する。既存の日本の官僚機構を通 たちは、官僚に対して偏見を抱いていなかったのである。) えた者に食料を与え、家のない者に住む家をあてがい、はだか た。日本の軍隊を武装解除し、解体し、解散する。空腹をかか 婦

るアメリカの計画には、 MacArthurの見解では、 もうひとつ基礎をなす部分があった。 日本の民主化および国家建設に関す 育成する。

人に参政権を与える。政治犯を解放する。労働組合を保護し、

組みを採択する気にさせる、ということであった。

民主主義のための新しい憲法の枠

ては、 抵抗することは、自殺行為であっただろう。これらの措置に関 ていた政治家の公職追放や、左翼の活動家の監獄からの解放に け入れるほかに、よい選択肢は無かったのである。彼らにとっ の軍隊によって占領されて、彼らには、最高司令官の命令を受 にとってはより問題をはらむものであった。降伏し、アメリカ 戦後日本のあり方についてMacArthurが抱いていたビジョン 彼にとっては明白なものであったとしても、多くの日本人 武装解除や、戦争犯罪裁判や、戦時体制において活躍し

うことをいとわず、それができるだけの能力があったからなの る。 て、 があったからであり、民主化を実現する用意があり、それを行 て単純に「押し付けられた」と考えるのは、大きな誤りであ である。(これが、 しかしながら、立憲民主主義に関するより大きな問題につい 日本において民主化がうまくいったのは、日本にその覚悟 自由立憲主義(liberal constitutionalism)が、日本に対し

(Partners for Democracy)』の主題である。) 日本は、西洋から最高のものを受け取り、それを採り入れ、

私たちの著書『民主主義へのパートナー

五七巻二号 一六一 (六六七)

できるということを常に誇ってきた。日本人の見地からすれ った適合させるけれども、一アジア国家のままであり続けることが が、

うか。 となしに、自由民主主義にうまく適応することができたであろ

ば、これは重大な問題であった。日本は、独自の文化を失うこ

ナーを隔てた。ここではそのうちの四つをあげることができ国家としての経験と文化の根本的な相違が、潜在的なパート

由・個人主義・平等への強い関心(commitments)であった。アメリカのイデオロギーと経験の基本となっているのは、自る。

とりつくは、よくこうくぎュランとうことは「目月等が何を意味するかについては意見が一致しない。しかし、アこれらは、単純な観念ではない。たとえば、アメリカ人は、平

つつあった。)

である」と考えるのである。メリカ人は、すべての人が平等に創られるということは「自明

は、一家なのである。 日本にとっては、重点は調和・尊敬・儒教秩序にある。国家

われの父祖は、この大陸に新たな国家を生み出した」というこしていることである。Abraham Lincolnが述べたように、「われ第二の基本的な相違は、アメリカが自らを新しい国家とみな

とが現代の人々の記憶に刻まれている。このことと関連するの

対照的に、日本は、誇るべき古来の文化である。日本人は、った開拓者精神(frontier mentality)である。が、果て無き広がり(limitless space)・自由・機会・競争とい

第三に、アメリカ人は移民である。事実上われわれすべてがらの生存が、協力にかかっているのである。熱心に耕された島々で共存する。彼らの繁栄、時にはまさに彼

しい憲法のモデルを立案していた一九四五年までには、そのと九世紀には、そうではなかった。しかし、総司令部が日本の新保証するであろうか。ほとんどの移民がブリテン島から来た一保証する。(このことは、アメリカにおける民族的多様性を

照大神と神武天皇の子孫であると考えている。対照的に、日本人は自らを恒久的にここに存在してきた、天

おり、民族的多様性が合衆国における国民的な自己認識になり

ほうがより自然である。のに対し、日本人にとっては、市民としての義務について語るのに対し、日本人にとっては、市民としての権利を強調する

閣が挑んだ難題は、両方の役に立つ制度、すなわち、憲法の形ナー」であった)連合国軍最高司令官(SCAP)と日本の内これらの深い文化の違いを考えれば、「「九四六年のパート

日本人の継続性の意識に訴える制度を創造することであった。 人の関心を満足させ、宗教心(religious sentiments)を育み、 日本の本質的な性格、すなわち、皇室制度の維持に関する日本 するアメリカの基準を満たし、必要な変化を約束し、同時に、 (軍隊及び戦争を開始する権利の放棄・明快な権利章典)に関 (強力な立法部・責任ある行政部・独立した司法部)と内容 じられており、左翼でさえ感じていたのである。

式

同社会の利益の要求に対抗して個人に与えられたものであると いた。そもそも、彼らは、支配権力(ruling authorities)と共

は、西洋で行われた種類の民主主義に対して深い懸念を抱いて

これらの文化の違いを反映して、一九四六年の日本の政治家

による選挙での成功に結びつける制度のことが不安であった。 もののことが心配であった。彼らはまた、すべての権力を人民 考えられた、「権利」への過度の傾倒であると自分たちが思う

それは、候補者を選び選挙を戦うために形成される組織、すな わち、政党を意味した。そして、それは、 (shady dealing)・黒幕を意味した。 腐敗・賄賂・裏取引

ちは、皇室に対する敬意、 表明されたのである。 家としての日本という意識である、国体のことで大いに思い 閣僚・国会議員およびジャーナリストた 天皇に対する敬意によって団結した

これらの懸念は、国体と呼ばれる概念との関係で最も激しく

中にも同様のものがいた)が、その感情に訴える力は、広く感 たというわけではない(共産党はそれに抵抗したし、社会党の 悩んだ。国体は、日本においてまったく例外なく承認されてい

検討することを意味したのである。 西側の列強との戦争を開始し終結させる上での裕仁の役割を再 た。天皇の地位について考えることは、必然的に、中国および に、一九三〇年代の軍部の指導者によって操作されたのであっ 西洋との軍事闘争のために日本国民を団結させ煽動するため 裕仁とその家族に対する人民の敬愛に反映された、 国体は、

は、 な問題について、注目すべき意見交換を行った。彼らの対話 当の国務大臣である金森徳次郎は、この盛んに論じられる重大 において、主要な保守政治家である北浦圭太郎と、憲法改正担 衆議院帝国憲法改正案委員会の一九四六年七月一二日の会議 日本の右翼政治家の頭の中にはびこっていた天皇制につい

場あるいは委員会と小委員会の答弁席に立ち、政友からも政敵 九四六年の春と夏の間来る日も来る日も、 役割ゆえに、想起され敬意を払われるに値する人物である。 彼は、 国会の本会議

ての神話を非常に明快に解説してくれたのである。

(ところで、金森は、

日本の憲法典の改正において果たした

五七巻二号 二六三 (六六九)

からも質問と異議申立てを受けた。彼は、外国製の草案を説明

た。

前進するのだと決意して、ひるむことはなかった。彼は、 は、決してなかった。反対に、彼は、それを内閣の草案として し擁護することを自分は求められているのだと不平を言うこと 総司

初代館長となった。) 任を負った。彼は、 あった。後に、彼は、 日本の James Madison 、 重要な国の宝である、国立国会図書館の 日本の憲法の父で 令部の草案を真の日本の憲法へと変える工程について主たる責

草案要綱支持の声明において、「新憲法ハ天皇ノ政治的権力或 北浦によれば、三月六日に発表されたMacArthurの憲法改正

ハ国家財産ヲ取上ゲ、人的統一ノ象徴トシテ、天皇ヲ人民ノ意

ったのだった。

ウ、此ノ民主主義ハ私ハ賛成デアリマス」と北浦は言った。 思ニ従ハシメルモノデ、人民ニ対シ云々ト」、最高司令官が述 べたということである。これは、「所謂民主主義デゴザイマセ L

である。 カは共和制であり、 かし、民主主義は、さまざまな形態をとる。すなわち、アメリ 日本は、 独自の民主主義の形態を開発する必要がある 英国は君主制であり、ソ連は共産主義体制

は天皇のせいであるという考えに根ざしている、と北浦は述べ 天皇に対する偏見は、 軍閥と官僚が邪悪な権力行使をしたの のである。

は、 を虐待した時代は決して平和ではなかった、と彼は述べた。彼 恒久的な平和をもたらすと信じることができる。日本は、天皇 史を何も知らない者だけが、「天皇の権力を取上げること」が 日本で天皇を尊敬しなかった時代に起こった多くのことの しかし、その考えは「まったくの誤り」である。 日本の歴

当時、 京都とその近郊を荒廃させ、 て内乱が起こったのである。 ろ、自分の息子が生まれた。その後、将軍の後継問題をめぐっ 男の子どもがなかった将軍が自分の弟を養子にしたとこ 当事者が疲弊し切ってやっと終わ 一一年の間、 戦闘が激しく続き、

中から一つの例として、一五世紀の応仁の乱を引用した。その

運な犠牲者という役を割り当てた。)それは、人民が天皇を尊 軍だと言った。(北浦は、天皇裕仁に、東條の邪悪な陰謀の た。 の権力を濫用することによって日本を惨事へと導いた現代の将 彼は、現代を含む他の時代にも、 彼は、第二次世界大戦中の首相であった東條英機を、 似たような悪弊を見出 天皇

を人民の意思に従わせることは、天皇を将軍に従わせるのと同 敬しなかった時代に起こったことである、と彼は述べた。

然のことである。さらに、それは、日本の歴史において前例

ないことであり、また、平和と文化の復興を欲することと相容

n ないことなのである。

日本ヲ平和ナラシメ、世界ノ平和ニ貢献セシメヨウトスル

トシナケレバナラヌ、歴史ガ証明シテ居リ、将来モ亦然リ ナラバ、天皇ヲ全国民ノ中ニ入レテ、サウシテ尊敬ノ中心

う、という規定を引用した。北浦の見解では、これは、「天皇 の)天皇は、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を行 憲法改正の誤った意図の具体的な例として、北浦は、(第七条 私ハ断言致シマスル

言う代わりに、天皇は「国民の中にあって、憧れと尊敬の中 である。第一条において、天皇は「日本国の象徴」である、と であろうか、と彼は尋ねた。北浦は、 心」であり、「国民と共に政治をする」と言うことはできない ヲ人民ノ意思ニ従ハシメヨウ」とする意図を明らかにするもの 国際的な文脈で自分の主

張を述べることで締めくくった。

く行動しなかったのであろうか。

皇は日本国平和の象徴であると書くことについて] 平和世 貫禄ガ呉ハツテ居ルト私ハ確信シテ居ル …… [第一条に天 ーサー」元帥ガ之ヲ打倒シナイ所ニ聡明ト大政治家タルノ 致致シマスル …… 天皇コソハ平和ノ象徴デアリ、「マッカ ント云フ熱意ニ燃ユル我々ノ目的ハ関係方面ノ目的トハ合 日本ヲ平和ナラシムルガ為ニハ、而シテ此ノ平和ナラシメ

界ガ之ヲ反対スル訳ガナイ、「マッカーサー」元帥モ反対

スル訳ガナイト私ハ確信スル…

た歴史は、非常に疑わしいものであった。それは、彼が述べた としての地位を維持する)提案を、国内的な理由からも外交上 の理由からも、 金森は、もちろんこの(少なくとも名目上は、天皇の主権者 即座に拒絶せざるを得なかった。北浦が開陳し

古代史ではなく(もっとも、そちらもまた議論の余地のあるも

きるであろうか。なぜ天皇は、日本が荒廃する前に、もっと早 月一五日に戦争を終結させたことを天皇の功績にすることがで こったすべてのことについて天皇を免責しながら、同時に、八 の役割のことである。どのようにして一九四五年八月以前に起 のではあったが)、彼が示唆した第二次世界大戦における天皇

天皇の権力を操作することが可能であるという理由だけで、 るということを完璧に理解していた。北浦は、軍閥と官僚が み、天皇を戦争犯罪人としての逮捕と裁判から守ることができ 主的な形体の政府を受け入れることを保証することによっての 皇の権能を厳格且つ明示的に形式的なものに限定し、 MacArthur元帥に関して、内閣は、 彼が連合国に、 完全に民 日本が 天

五七巻二号 二六五 (六七二) 力を振るったと考えるのは「まったくの誤り」であると言

運命の選択

た。

それはまさしくアメリカ人が信じていたことであ

のである。 でなく、より透明で、より責任あるものにしようと決めていた 彼らは、 日本の将来の政治権力はそれほどあいまいなもの

ったりのモデルがないということである、と大橋は述べた。 政治を行う上での困難は、天皇制が独自のものであるため、 Н U°

員で民主党員である、大橋喜美によってなされた。日本が憲法 天皇に関するより有効な議論は、九州出身の女子高等学校教

皇は、 本の政体は、「家父長制」的なものであると彼女は言った。天 武力の行使によってその地位を獲得したのではないので

うにしなければならない」のである。

ある。

日本ノ国ハーツノ家族デアル、

其ノ親デアリ、皇室デアル

集マツテ来マシタカラ、 大変ニ薄クナツテ来マシタ、姻戚関係ヤ色々ノ違フ民族モ 間ニ七千万ノ此ノ大家族ニナツテ来マシタ、皇室トハ血ハ 大和民族ノーツノ家族ガ、段々ト発展シマシテ、三千年ノ 血ハ薄クナリマシタケレドモ、ヤ

日本の国は、 ス..... 親子兄弟の愛によって結ばれた共同生活体制であ

ハリ血ハ繋ガツテ居ル、

又心モ繋ガツテ居ルト思ヒマ

く

る、

と彼女は結論付けた。

ŋ, 意を向けたと評した。彼女は、日本の学者と政治指導者にとっ ために用いた。彼女は北浦を、天皇が「愛と平和の象徴であ よって利用されたものであった。大橋は、それを異なる目的 これは、もちろん日本ではなじみの観念で、しばしば右翼に 日本は愛によって作られている国である」という事実に注

述べた。民主主義に完全に傾倒するのであれば、われわれは めの適切な予防策を組み込んだ憲法制度を作ることである、と 「衆愚であってはならず、しっかりして、天皇を誤らせないよ

ての難題は、この独特な文化的きずなとそれが悪用されないた

される余地を残さないようにした、と彼は述べた。 民の本当の気持ち」を本としつつも、 同時に天皇の権力が濫用

金森は、この意見を心から歓迎した。この憲法改正案は「国

これは、重要な意見交換であった。大橋が援用した日本国民

を含んでいたのである。 なる。彼女の見解は、傍聴者にとって感動的であっただけでな の家族意識は、後に続く論者によって幾度か引用されることに 立憲民主主義における天皇の地位に関して実行可能な観念

ったが、天皇から政治的権力を奪う厳しい文言を用いていた。 アメリカ人が準備した憲法草案は、天皇を維持するものであ

たが、明治憲法は天皇を「神聖ニシテ侵スヘカラス」と表現一八八九年の明治憲法は、天皇の権力のみに基づいて公布され

言していたのであった。SCAPの草案は、それとは厳しい対し、天皇が大日本帝国を「統治ス」、「統治権ヲ総攬」すると宣力が、明治憲法にヲ重る「ネ聖ここヲ侵ン・フニン」とまま

ノ地位ヲ人民ノ主權的意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリ照をなし、天皇を単に「國家ノ象徴 … 」と呼び、天皇は「其

セス」「又之ヲ把握シ又ハ賦與セラルルコト無カルヘシ」と宣言モ承ケス」と宣言した。その草案は、「彼ハ政治上ノ權限ヲ有

もっとも痛々しいのは、国会の許諾なくして、皇位に「金銭又ニ依リテノミ…人民ニ代リテ…」行うことができる。そして、

した。彼は、明示された「國家ノ機能」を「内閣ノ輔弼及協賛

を為すこともできない、ということである。ハ其ノ他ノ財産ヲ授與」することはできず、皇位は何等の支出

衝撃を与えるものであった。 天皇こつってそのような言ったSCAPの草案のこれらの規定は、日本人の感情に対して深

をすることは断じてなかったのである。これらの規定は、日本い衝撃を与えるものであった。天皇についてそのような言い方

日本に民主主義国になるよう要求した、明治時代の天皇の権力た。アメリカ人たちは、ポツダム宣言は契約ではない、それはム宣言に抵触する、と帝国議会の議員たちは繰り返し抗議しは日本人民の表明する意思によって統治されると約したポツダをすることは断じてなかったのである。これらの規定は、日本

は民主主義と相容れない、と応じた。

いということを意味した。その意味では、SCAPの草案は確で連合国にとって受け入れ可能な憲法を生み出すことができなこの見解の乖離は、非常に大きかった。それは、日本は独力

かに日本に押し付けられたものであった。

礎の上に日米双方が受け入れ可能なものを作り上げるというこ基本原則」のうちの最も重要なものであった―、及び、この基に変えること―このことは、SCAPのいわゆる「民主主義の一九四六年のパートナーにとっての難問は、天皇を立憲君主

的な用語を取り除いて、双方にとって受け入れ可能な文言でそのであった。それは、すなわち、SCAPの草案から最も侮辱とであった。この段階での日本側の貢献は、きわめて重大なも

ることである。
−九四六年における国体の意義を理解するもうひとつの方法

れに代えるということであった。

争の参加へ又敗戦へと導いたということを知っていた。このた治指導者たちが民族の宗教(神道)を操り悪用して、日本を戦ではないかと恐れた。彼らのうちの多くの者は、戦前戦中の政

保守派の人々は、国体なしに日本の文化はまとめられないの

同志社法学 五七巻二号 二六七 (六七三)

運命の選択

日本の保守派の人々の多くは、日本が宗教と国家の間に

宗教の尊重なくしてはうまくいかないのではないかと心配した 教色が強いということも知っており、日本の民主主義の実験が た。しかし、彼らのうちの多くの者はまた、アメリカ文化は宗 「分離の壁」を築くべきというアメリカの要求に同感であっ

のであった。 このことは、日米双方において一九四六年の重大な関心事で

中耕太郎や片山哲のようなキリスト教徒である著名な日本人・ あった。MacArthurは、その答えは、キリスト教の宣教師・田

を表明していたのであった。

これらの指摘にもかかわらず、第二〇条は修正せずにおくほ

えた。自分自身保守的な人物であった、MacArthurは、民主主 キリスト教を賞賛する皇室の人々を奨励することである、と考

義は宗教に依拠すると考えていた。

員小委員会が修正案を審議している際、多くの委員は、学校が とった。一九四六年の盛夏、帝国議会衆議院帝国憲法改正案委 日本人の間では、宗教に対するこの関心は、いくつかの形を

を許す、「一宗一派に偏する(sectarian)」という文言を付け加 偉大な世界の宗教を尊重するよう教えることを望んでいた。こ えることによって、第二〇条の宗教教育の禁止を弱めるよう提 のために、林平馬は、 公立学校に宗教情操一般を助長すること

> にできるのであれば、学校で宗教情操を育めばよいという希望 だった。また、田中耕太郎文部大臣も、もし一宗一派に偏さず た。彼の党の前政務調査会長である、安藤正純はその案を支持 由党)から林の修正案を支持する強い圧力があることを認め るという主張を強く述べることで応じた。彼は、自党(日本自 北昤吉は、公立学校において宗教を奨励することは危険であ 北自身はその前日自宅で仏教界の人々から陳情を受けたの

Ļ

じる限りではよろしいが、一宗一派に偏すればよろしくない、 たり、バイブルの箇所を引用したりする。教師が宗教一般を論 教信者が宗教情操教育をやろうとすれば、キリストの名を出し 同意したのである)。なぜであろうか。それは、言われている うがよい、と北は結論づけたのであった(そして、今や安藤も が宗教情操教育をやろうとすれば、釈迦の名を出し、キリスト ような修正は実際にはうまく機能しないからである。仏教信者

と言う者もある。しかし、たとえ宗教情操教育がそのような一 宗一派に偏しないやり方に限られるとしても、困難を伴おう。 宗一派に偏しない教育は、個々の信仰の特色をぬぐい去ろ それは、「『ウイスキー』ヲ水ニウント割ツタヤウナモノ

デ、『ウイスキー』ノ臭ヒガシナイ」だろう。

フランスの経験を引用した。フランスでは、教師の中の教育宗宗教と政治とを混ぜることの弊害を説明するために、北は、

そこをより反動的・保守的にするからというので、進歩的政治を与えれば、多くのカトリックの僧侶が国民議会へ選出され、参政権の実現が非常に遅れたのも一部には、もし婦人に参政権モ餘リ深入リヲサセナイ」よう警戒していた。フランスで婦人教分離論者としての強い衝動が、宗教を「學校教育ノ間ニ於テ教分離論者としての強い衝動が、宗教を「學校教育ノ間ニ於テ

のである。宗教教育に門戸を開くことは、単に混乱を来すだけ覚えながらも、彼は当該規定をそのままにすることを支持したで、学校において宗教情操教育をやりたいということに共感は

家が反対したことによる、と彼は言った。これらすべての理由

であろう。

釈迦の教義を教えることに害はないと、彼は言った。非難されは、林の提案を支持した。確かに、教養のために親鸞・日蓮・政治家たちを納得させるということにはならなかった。吉田安直分たちのリーダーからのこの集中砲火が、直ちに他の保守

る、ろ、

と森戸辰男は述べた。しかし、宗教教育は私的な組織にま宗教は日本の国民生活において大きな役割を果たしてい

できないと主張した。宗教は、生活と文化の一部である。確かって教育をすることである。林自身は、宗教を無視することは

運命の選択

なければならないのは、一宗一派を意識してその意識の下に立

え、そのことは、宗教関係の多くの人々を心配にさせている。第二〇条は、あらゆる宗教教育が禁じられるという印象を与情操を正しく理解できるようになり、宗教に対する批判力を付情操を正しく理解できるようになり、宗教に対する批判力を付情操を正しく理解できるようになり、宗教に対する批判力を付けることが必要である。大島多藏は、田中文部大臣が、学校はに教師は偏向を避けるべきであるが、国民は、自身の人生のたに教師は偏向を避けるべきであるが、国民は、自身の人生のた

をまったく無視すべきであると強調はしなかった。結局のとこだ。ヨーロッパの社会主義者と違い、彼らは、教育が宗教情操だ。ヨーロッパの社会主義者と違い、彼らは、教育が宗教情操れられることを望んだ。

そのような懸念を取り除くために、彼は、林の修正案が受け入

いたい親は、宗教的な私立学校に行かせるべきである。かせるのが最善である。特定の教義で自分の子を教育してもら

なった。廿日出庬は、当該条文をそのままにすることが自分の問題についてはそんなに隔たりがないということが明らかに議論が続行するにつれ、保守主義者と社会民主主義者は、こ

同志社法学 五七巻二号 二六九 (六七五)

方で、自分の学校の子どもたちが自分自身が信じている所のもきて、特定の教義を助長することのないよう常に気をつける一はそれほど気にならないと述べた。彼自身が学校の校長をして

のに確実に「浸らされる("immersed")」ようにする。「サウ云

には賛成だが、哲学上の同士(北と森戸)が説明するように、は、「宗派教育……ハ勿論ヤルベキモノデハナイ」ということ教ヘルノヲ宗教的教育ト言ツテ居リマス」と彼は言った。彼フ眞劍ナ、總テヲ捧ゲル、又ハ敬虔ナ氣持、ソレダケヲ生徒ニ

妨げられないだろうと考えたのである。 (⑤) 当該条文が宗教教育を禁止しても、宗教情操を教え込むことは

藤正純の以下のような趣旨の議論を引用した。すなわち、戦前議論が落ち着いた時、北が考えをまとめて示した。彼は、安

教や仏教のような「世界宗教」は、この方向への適切な接近法制度は、今、世界道徳に基礎付けられる必要がある。キリストの日本の教育制度は国家主義と軍国主義の道具であった。教育

ということを認めた。「併シ此ノ條文ヲ私ハ飽クマデモ支持シ礎を欠く教育は、現在精神の危機にある日本の役には立たないバ、教育ハ畫龍點睛ヲ缼ク」ことになる。彼は、宗教的な基を提供してくれる。「世界宗教」は、この方向への適切な接近法教や仏教のような「世界宗教」は、この方向への適切な接近法

ナケレバナラヌト思フ」と彼は述べた。もし、

宗教教育が明示

多くの西洋諸国が取ったバランスと似ていなくはなかった。

他

て再び望ましからぬ思想を助長するのを許すことになる。まいな地位にある神道が、日本の国体の観念と密接に結びつい的に許容されるならば、準宗教(quasi-religion)としてのあい

日本の国内的および国際的な状況に鑑みて、ほとんどの帝国

は、宗教施設に財政的な援助を与えてはならない、ということ公立教育における宗教教育を明示的に是認したり促進したりするいかなる規定にも反対であった。彼らは、国およびその機関るいかなる規定にも反対であった。彼らは、 
描かれた立場を受け入れる用意があるように思えた。彼らは、 
講会議員は、北と田中によって解釈されたように、第二〇条で

とに同意する、と述べた。とに同意する、と述べた。とに同意する、と述べた。とに同意する、と述べた。とに同意する、と述べた。の時からの援助なしに、宗教教育を私的な施設にまったく任せてしまうことは、消極的で賢明でないように思い差支へナイト云フ意味ニ於テ」、自分の修正案を撤回するこれ差支へナイト云フ意味ニ於テ」、自分の修正案を撤回するこれを支へナイト云フ意味ニ於テ」、自分の修正案を撤回することに同意する、と述べた。

らかの力を国家に与える文言を維持するという日本の決定は、じずに、神道の悪用と過激主義的な信仰に対処するためのいくを未解決のままにした。学校その他の公共施設に宗教情操を禁そして、そのようになった。この議論は、多くの重要な問題

と同様日本においても、これらの規定をめぐる激しい論争が起 こる多くの余地がまだあったのである。 二月半ばに初めてSCAPの草案を見た時、日本の内閣は仰

ようなものであっただろうか。第九条の起草と修正を再検討す 戦後の新たな日本国家の設計図における第九条の位置はどの

ることは、日本の民主化に至る過程の複雑さを解き明かす重要 な手がかりを与えてくれるのである。

から守ろうという自分の意図に対する、合衆国上院および連合 MacArthurは、天皇制を救い裕仁を戦争犯罪者としての裁判

国、特にソビエト連邦とオーストラリアにおける強い反対に直

し、日本の軍隊を完全に武装解除するというものであった。こ 面した。彼の戦略は、すべての政治権力を皇室の影響から分離

述 べ た。<sup>7</sup>

いかなる軍隊も「決シテ許諾セラルルコト無カルヘキ」ことを れでは十分ではないかもしれないと懸念し、彼はスタッフに、

SCAPの草案の中で保証するように命じた。(実際、 MacArthurの起草者に対する指示は、日本が「たとえ自衛のた

の長であったCharles Kades大佐は直ちに、自衛に言及した部 めであっても」交戦権を放棄することを命じたが、起草チーム

ことはできなかった。MacArthurの側近であるCourtney Whitney准将が同意見であったに違いない。) 分を削除した。明らかに、Kadesは、それを自分の権限で行う

天した。しかしながら、六月に議会にそれを提出するまでに、

た。 吉田と金森が、それと折り合いをつけたことは明らかであ

六月に帝国議会に出席して、吉田は、日本はどのようにして

できるようになるには、再武装や侵略行為を密かに企てている ことを認めた。しかしながら、日本が、主権を回復することが あれ単一の国家の意思によっては、戦争は回避できないという らしいという疑惑を取り除かなければならないだろう、と彼は 侵略に対して自衛するのかと尋ねられた。彼は、いかなる国で

に、それ以来ずっと激しい論争の元となる、憲法第九条に対す 七月の終わり、芦田は、衆議院帝国憲法改正案委員小委員会

として起草されたままでは、「日本文トシテハドウモ面白クナ 田は、その動機が文体にかかわるものであると主張した。原案 る二件の小さな修正案を提出した。自分の提案を説明して、芦

イ、自分デ自分ニ言ツテ居ル言葉デセウ」と彼は述べた。

序とを基調とする國際平和を誠實に希求し」という導入句を挿 に検討した後、彼は、同条の初めに、「日本國民は、正義と秩 入し、主要な規定(戦争の放棄)を「前掲の目的を達するた

五七巻二号 一七一(六七七

ような変更を受け入れるだろうか。芦田は、「若シ此ノ修正案 全体を「非常ニ自然ニ」聞こえるようにする。GHQは、この

め、」という句で始めるという提案をしていた。これは、

同条

ルンヂヤナイデスカ」と答えた。 ガ何處カデ引掛カレバ、又其ノ時ハ其ノ時デ考へ直ス餘地ガア

提出された時、 芦田の修正案は以下のとおりであった。

に希求し、陸海空軍その他の戰力は、これを保持せず、 日本國民は、正義と秩序とを基調とする國際平和を誠實

或

である。

の交戦權は、これを否認することを宣言する 前掲の目的を達する為め、國權の發動たる戰爭と、武力

しては、永久にこれを放棄する による威嚇又は武力の行使は、 國際紛爭を解決する手段と

使うことを避けるよう気を付けた(前文の中には現れる)が、 るにあたり、憲法の本文においては「宣言する」という動詞を ばを用いることについて意見があるか尋ねた。政府案を準備す あるが)。芦田は、 ず、SCAPに送付された筆記録からは完全に削除されたので 金森に、第九条で「宣言する」ということ

翌日、さらに議論が行われた(もっともその記録は公表され

か。金森の返答は、省略せずに引用するだけの価値があるもの 力と交戦権を放棄する条項を先に置いたままにして、戦争の放 男が、条項の順序について金森に尋ねた。「立法技術的ニ」、戦 前に、修正された条文から取り除かれた。)それから、鈴木義 と金森は述べた。(「宣言する」ということばは、最終の表決の 見えるが、実質的には単純な禁止よりも弱くなるからである、 それはまさに、「宣言する」ということばを使うと強い調子に 棄を第二項に置くことはよい考えであると金森は思っただろう

居リマス、併シ第二項ノ方ハ永久ト云フ言葉ヲ使ヒマセヌ これを抛棄する」ト云フ言葉ヲ用ヒマシテ可ナリ強ク出 シク言へナイコトデアリマスケレドモ、第一項ハ「永久に 是ハ非常ニ「デリケート」ナ問題デアリマシテ、サウ輕々

項ニ持ツテ行ツタ、斯ウ云フ考へ方ニナツテ居リマス、ソ 第二項ニシテ、非常ニ永久性ノハツキリシテ居ル所ヲ第一 フコトニ付キマシテハ色々考フベキ點ガ残ツテ居ルノデハ ナイカ、斯ウ云フ氣ガ致シマシテ、ソコデ建前ヲ第一項ト

レガ御質疑ト直接關係ガアルカドウカ知リマセヌガ、サウ

聯合等トノ關係ニ於キマシテ、第二項ノ戰力保持ナドト云 デ、是ハ私自身ノ肚勘定ダケカモ知レマセヌガ、將來國際

めに戦力を呆寺する可能生を桟したままにするためには、第九言い換えれば、かなり間接的にではあるが、金森は、自衛のた

る戦争放棄を、先に、戦力の不保持を、後に)で提示されるべ条の二つの条項は、SCAPの草案にある順序(「永久に」すめに戦力を保持する可能性を残したままにするためには、第九

からである。 彼は鈴木に、条項の順序は「人ノ趣味ノ問題」であると言ったを理解できなかったのかもしれない。というのは、八月一日、 きだ、と示唆していたのである。芦田は、すぐには金森の意向

いずれにしても、小委員会の記録は、第九条の修正案の起草

ことを示している、すなわち、芦田が個人的な意図を自分が委者は、芦田を含め、再軍備に門戸を開く意図はなかったという

員長を務める委員会の同僚委員に隠していたというのでない限ことを示している、すなわち、芦田が個人的な意図を自分が委

己草香つ原図の犀用こととの同なら草尾が、皮養兒こりは、ということである。

に思えた。北昤吉は、最初に起草された限りでは、同条は有罪日、土曜日)に発言した議員は、第九条を誇りにしているよう憲法改正の締めくくりの討論から出てくる。その日(八月二四起草者の意図の解明に役立つ更なる事実が、衆議院における

意図だったのである。

がら、小委員会によって修正された限りで、それは、心からの宣告を受けた者の告白のように聞こえた、と述べた。しかしなに思えた。北昤吉は、最初に起草された限りでは、同条は有罪

国々へ呼びかけるものになった。それは、渋る国に頭ごなしに誓約を表明し、世界平和に向けて日本の範にならうよう他の

ら湧き出たものなのである。それは、「大胆」で且つ先例がなる、社会党の)片山哲は述べた。それは、日本国民の心の底か押し付けられたものではない、と(その後間もなく首相とな

ンスに言及した)が、さらに歩を進めて戦力の保持を禁じた国い。戦争を禁止した国家は他にある(芦田は、ブラジルとフラ

た。これら締めくくりの討論の間、第九条に対する論評には、は、この歴史的な先導的行為の成功にかかっている、と述べ家はなかった。林は、核兵器の時代における世界の平和と生存

せるというものであった。それこそが、まさにこれら起草者のの目的は、平和主義の誓約を強調し、それを積極的なものに見示す気配はなかった。反対に、ここに代表される限りでの彼ら

衛に対してでさえ門戸を開くよう意図されているということを

小委員会による修正が、再軍備に対して、あるいは、

国家の自

であろうか。もしそうすれば、日本は、平和な世界秩序に責任るであろう。しかし、永久に武装解除することは賢明であったな経験から見ると、日本のほとんど誰もが、戦争放棄を肯定す

第九条は、複雑な問題である。広島と長崎のぞっとするよう

(六七九

国際的な平和維持活動へ軍隊を提供することを日本に要求する を持って参加できるであろうか。実際、 国際連合への加盟は、

のではないだろうか 吉田と金森は、繰り返し、そのような質問に今は答えられな

いと説明しようとした。一九四六年の夏に関しては、占領を終

わらせるためには、「立憲民主主義の基本原理」としてではな

敗戦の代償として、日本が第九条を受け入れることが必要

日本の民主化に関わるものではなく、天皇を救うことにもまた である、というのが純然たる事実であった。憲法は、ただ単に

関わっていたのである。 のような教訓が引き出せるであろうか。 今日建国者となろうとするものにとって、 日本の経験からど

第一に、一九四六年に民主化を困難にしたのは何であったで

を心に留めておく必要がある。 あろうか。 行病があった。負傷兵が続々と帰国し、あるいは、 われわれは、 戦後日本において状況がいかに困難であったか あらゆる所に、荒廃・空腹・流 ソビエト連

辱·責任追及(blame-casting) の国民の精神は、 邦によって抑留された多くの者は全然戻ってこなかった。 めちゃめちゃにされた。至る所に、 があった。 日本は、 侵略国家に 屈辱・恥 日本

対する憤慨に満ちた敵対的な世界に直面した。

しばしば無視される、もうひとつのポイントは、

日本は、 大

ていなかったのである。戦争による損失を穴埋めする必要があ 戦前においてさえ、 っただけではなかった。日本は、経済を発展させるために、 西洋の列強と経済的に同等となるには至っ 大

本についての無知、 アメリカ側にも障害はあった。おそらく最も重要なのは、 特に、MacArthur・Whitney・Kades・ Н

いなる努力を始めなければならなかったのである。

Rodman Hussey・Milo Rowellを含む憲法改正の指揮を執った 人々のそれであった。二〇人かそこらの起草者のうち、どんな

期間であれ日本に住んだことがあったのはBeate Sirotaだけで

もうひとつの問題は、GHQと、最初は内大臣府御用掛とし 当時二三歳の通訳担当者であった。

あった。彼女は、

けの支持をめぐる失策の後、SCAPは、 ずかったことである。近衛の努力に対するMacArthurの見せか 松本烝治および彼を委員長とする政府の委員会、との関係がま ての近衛文麿および憲法改正のための彼のグループ、後には いかなる指針も与え

くことにした。松本の傲慢が、問題を悪化させた。少なくとも ることを拒否して、憲法改正について日本側と冷淡に距離を置

一九四六年三月までは、憲法改正についての提携は不可能であ

それでは、何が第二次世界大戦後の日本において「国家建

設」を可能にしたのであろうか。

衆・(MacArthurが直観的に理解し敬意を表したように思われ日本の側では、驚くほど読み書きができ、よく教育された民

者もあった。

生活に復帰した者の中で広く共有されている技能、といったこ追放・日本人指導者の議会制度運営の経験、戦後進行中の政治の戦略に抵抗する傾向のあった者の占領当局による政治からのの戦略に抵抗する傾向のあった者の占領当局による政治からのる限りで)権威に対する服従の習慣・敗北を「受け入れ」、アる限りで)権威に対する服従の習慣・敗北を「受け入れ」、ア

本人の能力への信頼、といったことである。(確実に最高位の将校の間での)民主主義の制度を運営する日想としての自由民主主義に対する揺ぎ無き(serene)自信・ばならなかったドイツとは異なった)単一の指揮・普遍的な理ち、圧倒的な軍事力・(権力が連合国によって共有されなけれ

アメリカの側にも、

同様に都合のよい状況があった。すなわ

化」についてのアメリカの考えはまったく定まっていなかっうか。答えは、否、である。占領が始まった時、日本の「民主人念な計画と徹底した準備については、どうであったであろ

運命の選択

天皇制の維持を支持する者の中には、裕仁の退位の要求に傾くか、ということについて混乱があり、対立さえあった。実際、必要とされ、どのような役割を裕仁が果たすことが許されるた。一九四五年秋、SCAPでは、どれほどの「体制変更」が

位にあったアメリカ人のなかでは、そうではなかった。ワシンあっただろうか。われわれが言及したように、東京で権力の地成功は、日本式のやり方についての深い理解に基づくもので

理解を示した。しかし、ワシントンと東京の間の意思伝達は決欠点とその直し方についての分析の中で、充実した知識と深いHugh Bortonが、(SWNCC 228と呼ばれる)明治憲法の制度のトンでは、国務省の日本の戦後処理立案のディレクターである

して完璧ではなかった。SCAPにおける国務省代表である、

き、ちょうど一種のチェックリストに使えるよう間に合った。 SWNCC 228については、一九四六年の一月初めに東京に着そっけなく拒絶したのではないか、というものである。 改正にあたる者を指導しようとする自分の努力をMacArthurが

あたる彼のスタッフにとって、貴重な手引きであった。しかそのようなものとして、SWNCC 228は、Kades及び憲法改正に

同志社法学 五七巻二号 二七五 (六八一)

し、統合参謀本部から命令を受けるこれらの占領軍将校にとっ て、それは支配的な文書ではなかったのである。

いずれにせよ、Bortonは例外であった。日本の歴史、文化、

APにはほとんどいなかった。たとえば、GHQが、皇室の富 経験しつつあった。)についてさえ、精通している者は、SC あるいは、法律用語(ところで、これはこの時革命的な改変を

を見積もろうとしたり、(第一四条と第二四条における)憲法

による相続人の平等の誓約が日本の農地所有に及ぼす効果を理

解しようとしたりしているのを観察するのはおもしろい。 日本の民主化の成功は、一九四六年の日本に独特な状況に負

が厭わなかったこと・自国民に対して確固たる正統な権力を有 頼・(ある程度まで) 合衆国によって再建されることを日本人 される、(特に、公職追放後)広まった自由民主主義への信 こす危険・これもまた同様にアメリカ人と日本人によって共有 力の優位・日米両国により同様に理解されたソビエトが引き起 うところが大きい。それは、すなわち、合衆国の圧倒的な軍事

> ことである。民主化は、現地の協力なしには成功することがで ことはありえないのである。 がいなければ、征服の廃墟から安定した民主主義国家が現れる きない。もし、「パートナー」がおらず、強力な地元の協力者

1 Press, 2002]. the Origins of the Japanese Constitution (Stanford University See Dale Hellegers, We the Japanese People: World War II and

2 Documentary History of Its Framing and Adoption, 1945-1947 Donald Robinson編集のCD-ROM (The Constitution of Japan: A RM346.AM.SP2-8.このスタイルでの引用は、 Ray Moore •

(∞) RM346.AM.SP34.P2-3

(Princeton University Press, 1999)) 内の資料を指す

4 Moore and Robinson, Partners for Democracy, pp. 43-45 なることはできない」と語ったのは、行き過ぎであった。 係の刊行物の編集長に、「日本は、キリスト教なしに民主主義国に えと一致する。しかしながら、一九五○年に彼があるキリスト教関 にも数多くいるが)Max WeberとRobert Bellahのような理論家の考 MacArthurの国家のイデオロギーの精神的基礎への関心は、(他

5 RM381.PM.SP105-108, 110-111.

する日本の公務員が進んで民主化の努力に加わったこと、とい

ったことである。

6

RM381.PM.SP116,128

- 7 RM337.PM.SP38 and 39
- 8 七月二七日および二九日付けの芦田日記の (東京新聞による)

日本国民は民主主義を行うことができると信じていた、という

しかしながら、結局、最も決定的な要因は、アメリカ人が、

であるが、小委員会の速記録の封印についての記述として、see捏造をめぐるごまかし行為及び、一九五六年になってからのこと

正を利用するという考えは、芦田あるいは他の誰によってであれ、Koseki, Birth, 192-198. 自衛戦争を正当化するために第九条の修

- 示し、また、ここで検討された筆記録が確認した。一九四六年七月に切り出されたわけではないということを古関は
- (1) RM384.PM.SP8.P2, 3

RM381.AM.SP56.P1.

- (11) RM384.PM.SP82.
- 乱していたかどうかは疑わしい。もちろん、日本側関係者は、したことからすれば、もし彼が金森のこの所見を見ていたら取り削除された。二月のMacArthurの指令(RM142.2.P1)に削除を施(12) RM384.PM.SP86-87. この資料は、Kadesに送られる筆記録から
- (13) 古関は、意図的に欺いたことで、芦田と東京新聞を厳しく非難す(13) 古関は、意図的に欺いたことに金森が「やりきれない」思いだったの。彼が提示する証拠は、説得力のあるものである。芦田がしゃあ

のメンバーであれば、もっと強い反応をしたかもしれないだろう。Kadesによる修正を知る術はなかったし、さらには、SCAPの他

- (14) 以下のパラグラフは、Partners for Democracy の序論 (pp. 13-
- こに引用されている出典、特に、Hugh Patrick and Henry Moore and Robinson, Partners for Democracy, pp. 15-16, 及び、そ(15) この重要なポイントをここで詳しく説明することはできない。

運命の選択

Rosofsky, eds., Asia's New Giant: How the Japanese Economy Works (Brookings, 1976) の序章を参照されたい。

訳者注

① マッカーサー憲法草案の日本語訳は、「マッカアサア憲法草案」

国家学会雑誌六八巻一・二号(一九五四年)による

同志社法学 五七巻二号 二七七 (六八三)